

鈴鹿市農業委員会告示第3号

鈴鹿市農業委員会農地台帳公表等実施規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年1月16日

鈴鹿市農業委員会 会長 鈴木 秀

鈴鹿市農業委員会農地台帳公表等実施規程の一部を改正する告示

鈴鹿市農業委員会農地台帳公表等実施規程（平成29年鈴鹿市農業委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
(手数料) 第3条 委員会は、台帳を閲覧に供し、又は要約書の交付を行う、もしくはその両方を行う場合は、農地1筆につき請求者から鈴鹿市手数料条例（ <u>平成12年鈴鹿市条例第17号</u> ）別表第16第14号に定める手数料を徴収するものとする。	(手数料) 第3条 委員会は、台帳を閲覧に供し、又は要約書の交付を行う、もしくはその両方を行う場合は、農地1筆につき請求者から鈴鹿市手数料条例（ <u>平成12年3月28日条例第17号</u> ）別表第17第14号に定める手数料を徴収するものとする。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。